



図-6 災害時の連絡体制の例

また、災害時は各組織・団体ともに平常時と同様には機能しない場合もあるため、各組織において連絡調整を行う担当者を2名程度予め決定しておく。さらに、固定電話、ファクシミリ、携帯電話等の情報網が不通となる可能性が高いため、これに備えて電子メール、災害用伝言板、その他複数の連絡手段を検討し、有事における情報伝達の確実性の向上を図る。

3) 協定の締結

2) で述べた対応業務にかかる連絡体制を有効に機能させるため、必要に応じて地方公共団体、指定検査機関、浄化槽業界団体等において協定を締結する。

災害時における浄化槽の被害状況の把握や、応急対応・復旧への協力等に関する連絡体制を確立するため、必要に応じて地方公共団体、指定検査機関、浄化槽業界団体等にお

いて協定を締結する【参考文献②、③、④、⑤】。

これは、災害時の浄化槽への対応を地方公共団体自ら行うことが困難である場合に、当該地域の指定検査機関や浄化槽関連業者に対して事前に協力を依頼するためである。

被災した浄化槽に対して個々の業者の円滑な対応を可能とするためには、地方公共団体と保守点検・清掃・工事等の業界団体との間に予め協定を締結しておくことが有効である。

加えて、被災した浄化槽への対応前後の情報を整理し、地方公共団体との連携を円滑に継続するためには、当該地域の指定検査機関とも協定を締結しておくことが望ましい。

これらの協定は、以下の点線内に示した項目で構成され、災害時の浄化槽への対応に関して明確な協力体制を示す内容であることが求められる。参考として、社団法人全国浄化槽団体連合会(全浄連)により作成された災害協定のひな形を本マニュアル「3. 資料」に添付する【参考文献⑦】。

①協定の名称

②協定の目的・趣旨

③協定書に用いる用語の定義

- ・ 「災害」、「協力」もしくは「応援」など、各用語が表す範疇

④協力要請の体系

- ・ 地方公共団体(都道府県または市町村)がどの組織(浄化槽の指定検査機関、保守点検業者、清掃業者、工事業者、その他の業者、またはそれらの業界団体、等)に対して、どのような場合(災害発生時、または必要とされる場合等)に協力を仰ぐか

⑤協力要請の手続き

- ・ 文書の取り交わしをもって正式依頼とするか、口頭または電話連絡等で正式依頼とするか
- ・ 依頼に際して明示すべき事項(被災した施設名もしくは市町村名、協力の要請内容、その他)

⑥協力する作業内容もしくはその取り決め方法

- ・ 被害状況の実態把握、汚泥(災害規模により、海水、瓦礫、ヘドロを含む場合あり)の収集運搬、堆積土砂等の収集運搬、浄化槽周辺の消毒作業、その他の復旧作業等、協力要請された組織がどの作業を受け持つか
- ・ 上記が明示できない場合は、その業務の範疇を決定する方法

⑦作業の進め方

- ・ 作業人員、必要機材または車両、その他の物資の手配の方法
- ・ 作業の指示系統

⑧作業報告

- ・ 報告の義務

- ・ 報告先(都道府県または市町村、もしくはその両方)
- ・ 報告の体裁(文書)
- ・ 報告事項

⑨経費負担

- ・ 作業に伴い発生する経費をどこで(住民・管理者、市町村、協力した組織)、どの程度(全額、折半、一定割合等)負担するか
- ・ 上記が明示できない場合は、その負担額の決定方法

⑩損害賠償

- ・ 協力した組織の作業員が、作業を行う過程で被った損害(死亡、負傷、疾病等)に対する賠償の方法

⑪連絡窓口

- ・ 地方公共団体ならびに協力を依頼された組織の連絡窓口

⑫補足事項

⑬協定の適用期間

4)浄化槽管理者台帳の整備

災害時の利用も視野に入れ、地方公共団体において浄化槽管理者台帳を整備する。

地方公共団体において、地域に設置された浄化槽に関する正確な情報をまとめた台帳を整備し保管することは、日常の維持管理のためだけでなく、被害状況の把握をはじめとした災害時の情報の基礎としても有用である。

この台帳には、災害対応の観点から、浄化槽の管理者(所有者)の氏名ならびに連絡先、設置場所(住所)、設置時期、使用開始時期、浄化槽のメーカー名、型式名、処理対象人員、保守点検業者名、清掃業者名等が網羅され、地図上でその情報が確認できるよう整理されることが望ましい。

さらに、こうした台帳情報を指定検査機関等に提供する場合、必要に応じて個人情報保護に関する取り交わしを行う。

5)浄化槽に関する作業を行うための車両の取り扱い

災害時の浄化槽への対応に用いる車両について、一般車両より優先的に通行可能なよう、必要に応じて緊急通行車両として事前に登録する。